

一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出細則

規程第1号

平成24年10月28日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）役員選出規則（規則第3号、以下「規則」という。）第4条、第7条および第11条の規定に基づき、役員候補者の選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

(改選年)

第2条 役員候補者を選出する選挙は、役員選任の決議を行う定時総会の属する年度の予算に関する決議を行う臨時総会に併せて実施する。

2 理事会は、前項の選挙実施について、会員へ公告しなければならない。

(選挙管理委員の公募)

第3条 理事会は、規則第6条に規定する選挙管理委員会を設置するため、本会正会員から選挙管理委員を公募しなければならない。

(選挙管理委員の応募方法)

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクス又は電子メールにて提出しなければならない。

2 第1項の応募受付事務は、事務局が行う。

(選挙管理委員会の編成)

第5条 選挙管理委員は、規則第6条第2項および第7条の規定により、応募者の中から抽選で5名を選出する。

2 抽選は、無作為な方法を用いて会長が実施する。

3 会長は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。

4 応募者が5名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。

(選挙管理委員の名簿公表)

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿を会員に公表しなければならない。

(会員理事選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、規則第6条第4項の公示を行わなければならない。

(公示内容)

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事の区分と定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期

- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

(立候補正会員の資格要件)

第 9 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第 7 条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(推薦者の要件)

第 10 条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第 7 条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費の未納がないこと。

(立候補受付期間)

第 11 条 選挙管理委員会は、規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、20 日以上 30 日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めなければならない。

(立候補届様式)

第 12 条 会員理事に立候補する者は、所定の「様式 1」で届け出なければならない。

- 2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第 13 条 会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式 2」で届け出なければならない。

- 2 推薦者の自署または捺印のないものは無効とする。
- 3 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第 14 条 立候補者は、第 13 条の立候補届を提出するときは、1 人の正会員から前条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(親族等の届出)

第 15 条 前条の規定にかかわらず、他の候補者のいずれか 1 人及びその 3 親等内の親族その他特殊の関係（事実上の婚姻関係を含む）がある立候補者は、その旨を書面により選挙管理委員に届け出なければならない。なお、立候補後にその事実を知った際も同様とする。

(立候補者の名簿公表)

第 16 条 選挙管理委員会は、規則第 8 条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

- (1) 氏名

- (2) 生年月日
- (3) 会員番号
- (4) 勤務先名称
- (5) 在住市区町村
- (6) 推薦者氏名

2 名簿の掲載は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第 17 条 立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、不足する理事数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第 18 条 規則第 4 条の規定に基づく投票方法は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名列記した用紙に、立候補者 1 人に○印を付して投票する。
- (2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものを有効とする。
- (3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。
- (4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。

2 立候補者数が定数と同数、若しくは定数以内の場合は、当選とする。

(理事の変更登記)

第 19 条 会長は、理事が選任された後は、速やかに理事の変更登記手続きを行わなければならない。

(改廃)

第 20 条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。